

厚生省「第4回 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」 2014/11/21
「協議の場」について、議事、開催時期、参加者の具体案を提示

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会（座長：遠藤久夫・学習院大学経済学部部長）は11月21日、都道府県が設置する「協議の場」について、名称を「地域医療構想調整会議（以下、調整会議）」とすることで合意するとともに、運営方法等について議論を行った。調整会議は、地域医療構想（ビジョン）達成のため、医療機関や医療保険者等の関係者が協議を行う場とされている。

事務局はこの日、調整会議で扱う具体的な議事や開催時期、参加者の案を提示（下表参照）。「通常で開催」と「医療機関の開設・増床、医療機能の転換への対応」とに整理し、議事に応じて開催時期や参加者を決定することとしている。

【地域医療構想調整会議の設置・運営に関する事務局案】

	議事	開催時期	参加者
通常で開催	各医療機関が担うべき病床機能及びその病床数の協議	地域の実情に応じて随時開催	議事等に応じる
	病床機能報告制度による情報等の共有	報告制度や基金のスケジュールを念頭に定期開催	医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者等
	都道府県計画（地域医療介護総合確保基金）の協議		
	その他（地域包括ケアなど）の協議	地域の実情に応じて随時又は定期開催	議事等に応じる
医療機関の開設・増床、医療機能の転換への対応	開設・増床等の許可申請の協議	医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合に開催	当該医療機関、利害関係者等
	過剰な医療機能への転換の協議	医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合に開催	当該医療機関、利害関係者等

構成員からは、参加者について「中核となるメンバーを明記してはどうか」といった提案が出された。

事務局案ではまた、調整会議は構想区域ごとの設置を原則とする一方、地域の実情に応じて柔軟な運用を認めるとした。具体的には、「広域の機能分化・連携が求められる場合に、複数の調整会議を合同開催」「議事等に応じて、地域・参加者を限定して開催」「圏域連携会議など既存の枠組みを活用して開催」などのパターンが考えられるとした。

■地域医療構想策定の前にパブリックコメント募集

地域医療構想を策定する際の手順については、都道府県医療審議会の下に専門部会・ワーキンググループ等を設置して検討し、学識経験者の意見や、患者・住民のヒアリング、パブリックコメント等を踏まえた上で厚生労働大臣に提出、県報・ホームページ等で公表する流れが考えられるとした。意見交換では、医療審議会の委員構成に都道府県ごとのバラつきがあると指摘する声などが上がったが、大きな異論は出なかった。